

- タイトル : 台湾における建設に関する仲裁手続
- 掲載月 : 2015年3月
- 国・地域名 : 台湾
- 情報提供者: 栗田 哲郎（ペーカー&マッケンジー法律事務所 弁護士）

1. 台湾における仲裁制度

1.1 仲裁機関

台湾における主な仲裁機関としては、「中華民国仲裁協会」、「台湾營建仲裁協会」、「中華工程仲裁協会」などが存する。このうち中華民国仲裁協会（China Arbitration Association、“CAA”）が最も利用されている仲裁機関である。

建設に関する仲裁は台湾營建仲裁協会も利用されているとのことであるが、外国企業などにおいて、必ずしも頻繁に利用されている状況でもないとのことであり、CAAを利用する企業が最も多いのが現状である。

なお、台湾において、外国の仲裁機関の支店を設置することも法令上は可能であるが、未だ外国の仲裁機関は設置されていない。

1.2 台湾仲裁法

台湾において、仲裁により解決できる紛争は「法により和解可能な紛争」に限定されている（台湾仲裁法（以下「仲裁法」）第1条）。司法省の解釈によれば、親族、相続、行政事件、刑事事件を除く、一般的な財産に関する権利義務に関する紛争がこれに該当するとされている。したがって、一般的なビジネス上の取引から生じる権利義務関係については、仲裁付託可能性については特に問題ないといえることができる。

台湾の仲裁手続においては、当事者が合意すれば外国法を法律関係を解決するための準拠法とすることも可能である。実務的にはあまり多いとは言えないが、涉外要素¹のない紛争についても、当事者同士が合意すれば外国法を準拠法とすることも法律上は可能である。ただし、外国法を準拠法とした場合、当該準拠法の内容が台湾の強行法規又は法令上の禁止事項に該当する場合には、台湾の強行法規又は法令上の禁止事項が優先し、台湾の公序良俗違反となる場合も、外国法は適用されない。

涉外要素を有する紛争の当事者は仲裁手続の言語について中国語または外国語を指定することができる（仲裁法第25条）。解釈上は涉外要素のない紛争においても外国語を使用することは可能であるということであるが、当事者が台湾の会社で海外の取引との関係がない場合には、中国語（北京語）で行われるのが一般である。また、中国語に対応できない当事者は、仲裁に関する書面について翻訳を付するよう仲裁人に対して要求することができる（仲裁法第25条）。

仲裁合意は書面により行われなければならない。ただし、契約書による合意以外の形式でも、書面、当事者間のやり取り、ファックス、テレグラム、電子メール等その他の方法による合意でも書面による合意に含まれる（仲裁法第1条）。

仲裁の申立人は、民事訴訟法上の手続に基づいて、仮差押え、差し止め等の暫定的保全措置を相手方の所在地又は対象となる資産の所在地の地方裁判所に対して申し立てることができる（台湾民事訴訟法第520条）

¹ 涉外要素の有無については、当事者の国籍又は所在地、契約の締結場所又は準拠法について外国となる場合には、涉外要素があると判断される。

以降)。

仲裁廷は原則として仲裁の開始日から 6 か月以内に仲裁判断をするとされており、仲裁人は、必要に応じて 3 か月間の延長を行うことができるとされている(仲裁法 21 条)。

2. 中華民国仲裁協会(Chinese Arbitration Association、「CAA」)における仲裁手続き

2.1 CAA 沿革

CAA は、1955 年に中華民国商事仲裁協会(Commercial Arbitration Association of the Republic of China)として設立され、1996 年に現行仲裁法が制定された際に現在の「中華民国仲裁協会」に名称を変更している。現状では台湾における最も著名な仲裁機関であり、国内・国際紛争を含めて年間 200 件以上の取り扱い実績がある。現在、メインオフィスは台北市にあり、そのほか台中市、高雄市に事務所を有している。

2.2 取扱い案件

2000 年以降 2013 年までの CAA の取扱件数は以下のとおりであり²、平均で毎年 177 件の仲裁案件を取り扱っている。取扱い案件のうち、政府が一方の当事者となっている仲裁案件が平均して毎年 108 件とのことであり非常に割合が多く、国際案件について、平均で毎年 12 件ということである。

年	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	平均
仲裁案件	182	237	211	197	189	161	132	176	209	213	185	109	137	144	177
政府案件	129	171	140	124	121	81	71	100	140	145	102	66	61	66	108
国際案件	27	13	16	14	9	9	10	12	10	12	12	7	8	11	12

2000 年以降の 2013 年までの CAA が取り扱った仲裁案件の紛争の種類による分類としては以下のとおりであり、建設・工事案件が最も多く 70%近くを占めており、そのほかには商業、サービスなどが多い³。

建設・工事	69.25%
証券	1.98%
海事	1.42%
商業	11.07%
保険	0.82%
サービス	6.84%
リース	2.65%
その他(知的財産権、信託、労働等)	6.34%

² 2014 年版 CAA のパンフレットより

³ 2014 年版 CAA のパンフレットより

2.3 CAA 仲裁規則

CAA 仲裁規則は、2001 年 10 月 16 日付で施行されたものが有効であり、全 52 条からなる⁴。

2.4 CAA 仲裁のモデル条項

CAA が公表している CAA 仲裁のモデル仲裁条項(英語版)は以下のとおりである⁵。

“Any dispute, controversy, difference or claim arising out of, relating to or in connection with this contract, or the breach, termination or invalidity thereof, shall be finally settled by arbitration referred to the Chinese Arbitration Association, Taipei in accordance with the Association’s arbitration rules. The place of arbitration shall be in Taipei, Taiwan.

The language of arbitration shall be _____(e.g. English).

The arbitral award shall be final and binding upon both parties.”

2.5 仲裁人

(a) CAA に登録されている仲裁人

CAA においては 2014 年 7 月時点で約 854 人の仲裁人が登録されており、そのうち約 40 人が外国籍の仲裁人である。仲裁人のうち半数以上が弁護士であり、そのほか会計士、エンジニア、建築士、医師、教授、などの業種の仲裁人が登録されている。仲裁人のリストは CAA の事務局から入手することができる(SIAC など、他の仲裁機関とは異なり、ウェブサイトで仲裁人は公開されていない)。

(b) 仲裁人の人数

仲裁人の選任は仲裁機関の規則に基づいて行われる。CAA 規則では、当事者が仲裁人を 1 人とする合意を行わない限りは、仲裁人は原則 3 人となる。当事者双方が 1 名ずつを選任し、選任された 2 名の仲裁人がさらに 1 人の仲裁人を選任し、主任仲裁人となる(CAA 仲裁規則第 16 条)。

3. 台湾における外国仲裁判断の承認・執行

3.1 台湾における仲裁機関による仲裁判断の効力

台湾における仲裁機関による仲裁判断は、台湾の裁判所の判決と同等の効力を有する(仲裁法第 37 条)。

3.2 外国仲裁判断の承認・執行

台湾は、国際連合に加盟しておらず、国交のある国家の数も少なく、外国仲裁判断の承認および執行に関するニューヨーク条約に加盟していない。また、日本と台湾の間にも正式な国交がなく、仲裁判断の承認・執行に関する二国間条約も存在しない状況にある。

仲裁法上においては、外国仲裁判断とは、台湾法域外で発せられた仲裁判断または台湾法域内であったとしても外国法に従って判断された仲裁判断のことを指す(仲裁法第 47 条 1 項)。

⁴ The Rules on Arbitration Institution, Mediation Procedures and Fees CAA ウェブサイトからダウンロード可能。
http://www.arbitration.org.tw/english/arbitration_act_rules.htm

⁵ CAA ウェブサイト Model Clause http://www.arbitration.org.tw/english/arbitration_model_clause.htm

そして、外国仲裁判断については、台湾の裁判所に承認決定の申立てを行い、承認決定が得られれば強制執行することができる(仲裁法第 47 条 2 項)。

そして、裁判所に外国仲裁判断の承認・執行を申し立てる際には、以下の書類を準備しなければならない(仲裁法第 48 条)。

1. 仲裁判断書の原本または認証された写し

2. 仲裁合意の原本または認証された写し

3. 仲裁判断に、外国の仲裁法・規則、外国の仲裁機関の仲裁規則または国際組織の仲裁規則が適用された場合は、その全文

上記の書類が外国語で作成されている場合は、中国語訳を添付しなければならない。

仲裁法上、外国仲裁判断の承認に関する申立てについて、以下のいずれかに該当する場合には、裁判所は申立てを却下する決定を行わなければならない、台湾における承認・執行が拒絶されることになる(仲裁法第 49 条 1 項)。

1) 当該仲裁判断の承認または執行が中華民国における公序良俗に反する場合

2) 中華民国の法律により、当該仲裁判断の対象とされた紛争事項が仲裁によっては解決できないとされている場合

また、外国の仲裁判断の判断地国又は判断に適用した仲裁法規の所属国が中華民国の仲裁判断を承認しない場合には、裁判所は申し立てを却下する決定を行うことができる。

さらに、以下のいずれかに該当する事情がある場合には、相手方が外国仲裁判断の承認申し立てを却下するよう申し立てることができる。

1) 適用すべき法律によると当事者が行為能力を欠いており、仲裁合意の効力が生じない場合。

2) 当事者が合意した準拠法によると、仲裁合意が無効になる場合。準拠法の合意がない場合は判断地の法令により仲裁合意が無効になる場合。

3) 当事者の一方が仲裁人の選定または仲裁事項の通知事項について適切な通知を受けていない場合、またはその他の事情により仲裁に正当な手続きが欠けていると判断するに足りる場合。

4) 仲裁判断が仲裁合意の対象となる紛争と無関係であり、または仲裁合意の範囲を超えている場合。ただし、当該部分を除いてもなお成立する場合にはその他の部分についてはこの限りではない。

5) 仲裁廷の組織または仲裁手続きが当事者間の合意に反している場合。当事者の合意がないときは仲裁地法に違反している場合。

6) 仲裁判断が当事者に対して拘束力を有さない場合、又は管轄機関によるその効力が取り消され、または停止した場合。

3.3 外国仲裁の承認・執行の状況

台湾は上記のようにニューヨーク条約に加盟していないものの、実務としては外国仲裁判断の承認・執行を比較的認めている。具体的には、ICC、香港国際仲裁センター、アメリカ仲裁協会、大韓商事仲裁院、シンガポール商品取引所における外国仲裁判断の承認を行った事例がある。

なお、日本の仲裁判断についても、日本商事仲裁協会(JCAA)の仲裁判断を認めた事例として、台湾台北地方裁判所 2004 年仲声字第 16 号決定、およびその控訴審である台湾高等裁判所抗字第 433 号民事裁定などがある⁶。このように台湾に投資する外国投資家にとって、第三国を仲裁地とすることについては、特に大きな問題は存在しないと考えられる。

4. まとめ

台湾において事業活動を行う日本企業は従前から多数あり、台湾企業との取引、それに伴う紛争は常に一定程度存在している。それは建設業界においても同様である。

台湾の特殊な外交の状況、すなわち、日台間に正式な国交がなく、二国間の条約も存在しないという状況下において、紛争解決条項として裁判による解決と仲裁による解決について様々な考慮すべき事項がある。

日本の裁判を選択した場合、送達に時間がかかってしまうこと、また外国判決の承認・執行の問題を避けて通れない⁷。

台湾の裁判所による場合、どうしても中国語(北京語)での手続きを強いられることといった負担が発生するため、承認・執行の面で問題が少ない仲裁による解決とするのが一般的には有用であると考えられる。その中では、建設業界においても、上記の CAA が頻繁に利用されている仲裁機関であるため、その実務を理解しておく必要があるといえよう。

以上

※利用者が本資料のコンテンツ、または本資料からリンクされているウェブサイトを利用したことで発生したトラブルや損害について、情報提供者は一切責任を負いませんのでご了承ください。

本記事の無断の転載、掲示板への掲載等は禁止いたします。

※ 本提供情報の著作権は国土交通省に帰属し、その他情報の取扱いについては、国土交通省ウェブサイトの「リンク・著作権・免責事項」(<http://www.mlit.go.jp/link.html>)に拠るものとする。

⁶ 栗田哲郎『アジア国際仲裁の実務』(LexisNexis) 357 頁

⁷ 外国判決の承認・執行については、台湾民事訴訟法 402 条および台湾強制執行法 4 条の 1 に規定されている。この点、実際に日本の裁判判決が台湾裁判所において承認・執行された事例が確認されており(第 1 審(台湾板橋地方法院民事判決 92 年度(西暦 2003 年重訴字第 212 号))、第 2 審(台湾高等法院民事判決 93 年度(西暦 2004 年)重上字第 290 号))、一概に日本の裁判所を選択することが不合理とまでは言うことはできない。なお、日本の裁判所においても、台湾裁判所の判決が承認・執行される可能性があるとして評価されている。